

医療法人勝久会 介護老人保健施設

松 原 苑

介護予防通所リハビリテーション
(デイ・ケア)



陸前高田市高田町字中田69-2

TEL : 0192-53-1877

FAX : 0192-53-1632

松原苑 介護予防通所リハビリテーション

「介護予防」とは、要支援や要介護状態になることを予防し、また、既にそのような状態であっても自立を目指した元気な心や体をつくることを目的としています。

介護予防通所リハビリテーションでは、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、介護福祉士等、専門スタッフが自立へ向けての支援を行っていきます。

《一日の流れ》

8:00	送迎
苑到着 (9:15)	血圧測定、検温 入浴 選択的サービス
11:45	昼食 口腔ケア、午睡
13:30	衛生検査
14:00	レクリエーション 選択的サービス
14:45	おやつ
15:30	送迎

上記はあくまで目安の流れです。
利用はご自身のペースで構いませんので、
詳しくは利用申し込み時にご相談下さい。

《主なサービスの内容》

送迎

専用の車で、朝玄関までお迎えに上がり、お帰りも玄関までお送りいたします。

血圧測定、検温等

職員が一人一人の体調管理をおこないます。

入浴

大浴場があります。
温泉気分で、気分転換を図られてはいかがでしょうか。

リハビリテーション

運動や口腔など、専門のスタッフが、指導を行います。

レクリエーション

みなさんで簡単な体操や、ゲームなどを楽しみます。

注意事項

※介護予防通所リハビリテーション利用時間帯、また、本人の健康状態によって、入浴サービスを提供できない場合があります。

※原則として食事はテイルームで召し上がっていただきます。利用時間帯によって、食事が提供できない場合があります。

※食事（おやつ代を含む）は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を摂取していただくこととします。

※基本利用時間帯（6時間以上8時間未満）外の送迎については、基本的にご家族にお願いしております。

※休みの連絡が利用当日の午前8時を過ぎますと、昼食代が発生します。ご注意ください。

介護予防通所リハビリテーションのご案内

<サービスを受けられる方>

要支援認定で、要支援1・要支援2と認定された方

<利用料（自己負担分）>

基本料金	要支援1	1,721円/月
	要支援2	3,634円/月
サービス提供体制強化加算	要支援1	72円/月
	要支援2	144円/月
リハビリテーションマネジメント加算	共通	330円/月
栄養スクリーニング加算		5円/6ヶ月
介護職員処遇改善加算		4.7%
介護職員等特定処遇改善加算		2.0%

実費負担	食費	650円
	日用品費等	40~70円

<サービス提供体制強化加算>（施設体制加算） 要支援1 72円/月 要支援2 144円/月
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合（5割以上）に該当する施設に算定される加算です。
当苑は該当します。

<リハビリテーションマネジメント加算> 330円/月
医師の明確な指示のもと、ご利用者様ごとの通所リハビリテーション計画を策定し、ご利用者様の状態を定期的に評価します。医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が算定開始日から一ヶ月以内にご利用者様の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査を行います。必要に応じてケアマネージャー等と居宅を訪問し、リハビリテーションの観点から生活上の留意点・介護の工夫などの指導、他サービス事業所への実施方法の助言や指導・伝達を行います。

<栄養スクリーニング加算> 5円/6ヶ月
ご利用者様に対し、6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該ご利用者様の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）をケアマネージャーと文章で共有します。

<介護職員処遇改善加算> 総単位数 × 4.7%
介護職員全般の処遇改善のため、通所リハビリテーションに係る総単位数に4.7%を乗じた金額を負担していただくことになります。
尚、この加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

<介護職員等特定処遇改善加算> 総単位数 × 2.0%
技能・経験のある職員の処遇改善のため、通所リハビリテーションに係る総単位数に2.0%を乗じた金額を負担していただくことになります。
尚、この加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

※日常生活品費 40円~70円
直接的なケアサービスに関係ない通所リハビリテーション利用時に必要となる雑費の料金です。当苑利用時の介護に必要とされる物品については介護保険の対象外となるため、利用者の方の実費負担となります。
内訳；基本料金40円・入浴用品+15円・食事用品（エプロン・トロミ剤等）+15円

介護予防通所リハビリテーションのご案内

<サービスを受けられる方>

要支援認定で、要支援1・要支援2と認定された方

<利用料（自己負担2割分）>

基本料金	要支援1	3,442円/月
	要支援2	7,268円/月
サービス提供体制強化加算	要支援1	144円/月
	要支援2	288円/月
リハビリテーションマネジメント加算	共通	660円/月
栄養スクリーニング加算		10円/6ヶ月
介護職員処遇改善加算		4.7%
介護職員等特定処遇改善加算		2.0%
実費負担	食費	650円
	日用品費等	40~70円

<サービス提供体制強化加算>（施設体制加算） 要支援1 144円/月 要支援2 288円/月
介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合（5割以上）に該当する施設に算定される加算です。
当苑は該当します。

<リハビリテーションマネジメント加算> 660円/月
医師の明確な指示のもと、ご利用者様ごとの通所リハビリテーション計画を策定し、ご利用者様の状態を定期的に評価します。医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が算定開始日から一ヶ月以内にご利用者様の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査を行います。必要に応じてケアマネージャー等と居宅を訪問し、リハビリテーションの観点から生活上の留意点・介護の工夫などの指導、他サービス事業所への実施方法の助言や指導・伝達を行います。

<栄養スクリーニング加算> 10円/6ヶ月
ご利用者様に対し、6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該ご利用者様の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）をケアマネージャーと文章で共有します。

<介護職員処遇改善加算> 総単位数 × 4.7%
介護職員全般の処遇改善のため、通所リハビリテーションに係る総単位数に4.7%を乗じた金額を負担していただくこととなります。
尚、この加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

<介護職員等特定処遇改善加算> 総単位数 × 2.0%
技能・経験のある職員の処遇改善のため、通所リハビリテーションに係る総単位数に2.0%を乗じた金額を負担していただくこととなります。
尚、この加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。

※日常生活品費 40円~70円
直接的なケアサービスに関係ない通所リハビリテーション利用時に必要となる雑費の料金です。当苑利用時の介護に必要とされる物品については介護保険の対象外となるため、利用者の方の実費負担となります。
内訳：基本料金40円・入浴用品+15円・食事用品（エプロン・トロミ剤等）+15円

※事業所評価加算

選択的サービスを行う、介護予防通所サービス事業所において、利用者の要支援状態の維持改善の割合が一定以上になった事業所が対象となる加算です。

※若年性認知症利用者受入

若年性認知症利用者に対して予防通所リハビリテーションを行った場合加算されます。
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別担当者を定めて対応いたします。

○選択的サービス

<運動機能向上サービス> 225円/月 (二割負担の場合 450円/月)

理学療法士などを中心に、看護、介護職員が共同して運動器機能向上に関わる個別の計画を作成し、これに基づき適切なサービスの実施と、定期的な評価と計画の見直しを行います。

<栄養改善サービス> 150円/月 (二割負担の場合 300円/月)

低栄養状態又はそのおそれのある方に対し管理栄養士が看護職員、介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、サービスの提供、定期的な評価と計画の見直しを実施します。

<口腔機能向上サービス> 150円/月 (二負担割の場合 300円/月)

口腔機能の低下している方、またそのおそれのある方に対し、言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、サービスの提供、定期的な評価と計画の見直しを行います。

<選択的サービス複数実施加算>

選択的サービスのプログラムを複数実施した場合は、以下の料金が別途かかります。

選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) サービスを2つ実施している場合：480円/月

(二負担割の場合：960円/月)

選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) サービスを3つ実施している場合：700円/月

(二負担割の場合：1400円/月)

個人情報保護方針

現在、コンピューターネットワークの高度な発達により、情報が多量かつ高速に伝播されるようになり、医療介護に関連する情報をはじめ、様々な情報が電子化され有効活用できる環境にあります。しかしながら、多量かつ高速での情報が伝播できる環境は、そのまま情報リスクの高まりとなり、企業、団体が保有する個人情報の取り扱いに関して、安全かつ信頼のおける管理が求められる事になりました。

当事業所では、利用者等の個人情報を適正に取り扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を、当事業所をはじめ医療法人勝久会全体の重要課題と捉え取り組んでおります。

このような背景に鑑み、個人情報の取り扱いについて次のように宣言いたします。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩の予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規定を明確にし、従業者に周知徹底します。
また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。

4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護処置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育研修を徹底し推進いたします。

介護老人保健施設 松原苑 管理者 大泉早苗

松原苑（介護予防）通所リハビリテーション

営業日 : 月曜日 ~ 土曜日（日曜日定休日）

営業時間 : 8:00 ~ 16:45（要相談）

基本利用時間 : 9:15 ~ 15:45

電話番号（直通） : 0192-22-7915

担当者 : 田中智貴 大友崇 金藤泰子

見学・お問い合わせに関しては、上記担当者までお気軽にご連絡下さいませ